

令和6年4月8日

三重県における不登校児童生徒への支援の推進について

平成29年2月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「法」という。)が施行され、文部科学省は令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援のあり方について」を通知しました。本県においても、これらに基づき、不登校児童生徒の支援を進めてきたところです。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化や他者との距離感の変化、学習用端末の利用等、学校での活動に大きな影響がありました。様々な要因や背景はあるものの、近年、不登校児童生徒は全国的にも激増しており、本県の公立学校においても、令和4年度、小学校1,356人、中学校2,489人、高等学校986人(全日制593人、定時制393人)と過去最多となっています。

令和5年3月31日に文部科学省はCOCOLOプランを取りまとめ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」を通知し、不登校対策の一層の充実に取り組むとしています。本県においては、不登校児童生徒の支援に関わる様々な方の意見をふまえ、今後の施策や取組を推進するため、令和5年7月に三重県不登校児童生徒支援推進検討会(以下、「検討会」という。)を設置し、支援の推進について協議してきました。

については、今後の支援の方向性として、次の事項をふまえ、引き続き不登校児童生徒へのチーム支援を行っていただきますようお願いいたします。

1. 社会的自立に向けた支援

学校では全ての児童生徒に対して、将来の社会的自立に向けた取組が行われています。社会的自立に向けた取組は、児童生徒の実情をふまえたうえで、一人ひとりの社会的自立に向けて、自己肯定感が育まれる取組を進める必要があります。

教職員や保護者、支援者によって不登校児童生徒の社会的自立に対する認識が一樣ではないことがあります。目標とすべき社会的自立が不登校児童生徒の状態に合ったものであるか、どのような方向性で進めていくのかを関わる教職員や保護者、支援者で共有して取り組むことが大切です。

不登校児童生徒によっては、自己否定感を深めて、他者に頼ることができない状態になっている場合が多くあります。各学校で、不登校児童生徒の自己肯定感を育むとともに、SOSの出しやすい体制づくりをお願いします。

2. 不登校児童生徒及びその保護者の気持ちに寄り添った支援

不登校の要因・背景は様々であり、中には要因がわからずに悩んでいる児童生徒や、登校できない自分はよくないと感じ、自己否定をしまっている児童生徒もいます。また、保護者の中にも、子どもが登校できないことに対して、その責任を保護者自身や子どもに向けてしまい、より深刻な状態となってしまうことがあります。

教職員は、児童生徒が自己肯定をできない状態であること、学びにくい状態であることをふまえて、保護者とともに支援していくことが重要です。一方、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあることもふまえて支援を検討する必要があります。

家庭との連携については、『保護者とともに取り組むための教職員が持つ視点』(別添)をふまえ、児童生徒と保護者の意向や思いを聴き取り、チームで家庭と協力して取り組むようお願いいたします。

3. 専門人材の活用

検討会において、SSW の学校での認知が進んでいないという指摘を受けました。特に、SC と SSW の違いについて理解されておらず、SSW が SC の役割を求められることがあるとの話もありました。

各学校で、不登校児童生徒の支援に、SC・SSW を効果的に活用できるよう、担当している SC・SSW による教職員への研修を行うなど、それぞれの職域の理解を深め、支援内容に応じた専門人材と連携し、児童生徒及びその保護者に支援が届くようお願いします。

SC・・・児童生徒の内面（心理）に着目し、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている心の問題の解決を支援する心理の専門家

- 悩みや不安、ストレスに対するカウンセリング
- 児童生徒のアセスメント
- 授業観察や行動観察

SSW・・・児童生徒を取り巻く環境に着目し、法律や制度を活用して児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しや地域資源の活用等により、児童生徒の悩みや課題を解決に向けてつなぐために支援する福祉の専門家

- 情報を整理し、課題を明確化（アセスメント）
- 地域資源の開拓と情報提供
- 地域資源とのネットワークの構築、連携・調整

4. 地域資源の活用と連携

不登校の要因や背景が一人ひとり異なるため、対象の児童生徒に応じた支援の方法を考える必要があります。支援の一つとして、SSW が地域資源を開拓し、活用する場合があります。その際、学校はその地域資源と十分打ち合わせていく必要があります。対象の児童生徒にとって最善の利益となるかどうかを複数の関係者及び保護者、可能であれば対象の児童生徒とともに検討し進めていくことが重要です。

福祉機関については、それぞれの機能や役割が異なっているため、該当市町の福祉部局や社会福祉協議会にご相談ください。

学校においては、既に繋がりがあって、連携がとれる機関の場合は直接連絡し、支援の検討を進めてください。繋がりの少ない機関や、他の地域資源も含めて検討する場合には、SSW を活用し、アセスメントをもとに適切な支援を届けられるように進めてください。

連携時の個人情報扱いについては、児童相談所への通告が必要な場合は保護者の了承なくできることは勿論のこと、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の利用対象者となりえるものに関する支援会議は守秘義務を設けて行うことができます。それ以外の場合は、保護者の了承が必要になります。

児童相談所・・・市町の後方支援機関として、専門性を有する事例や、児童虐待等難しい事例に対応する。療育手帳の判定等も行う。

市町の福祉部局・・・児童、高齢者、障がい者、生活困窮者およびその家族等への相談支援を行う。

社会福祉協議会・・・各市町と連携して住民の生活支援に取り組んでいる。

教育支援センター・・・不登校児童生徒が学校以外で通う公共の教育機関。体験活動や交流、相談、学習支援を行う。

フリースクール・・・不登校児童生徒の学校以外で通う民間の場所。フリースクールによって、活動内容や考え方、利用料金等が異なる。

親の会・・・不登校児童生徒の保護者が集まり、互いの状況を話すことによって、状況の変化等に繋げる。